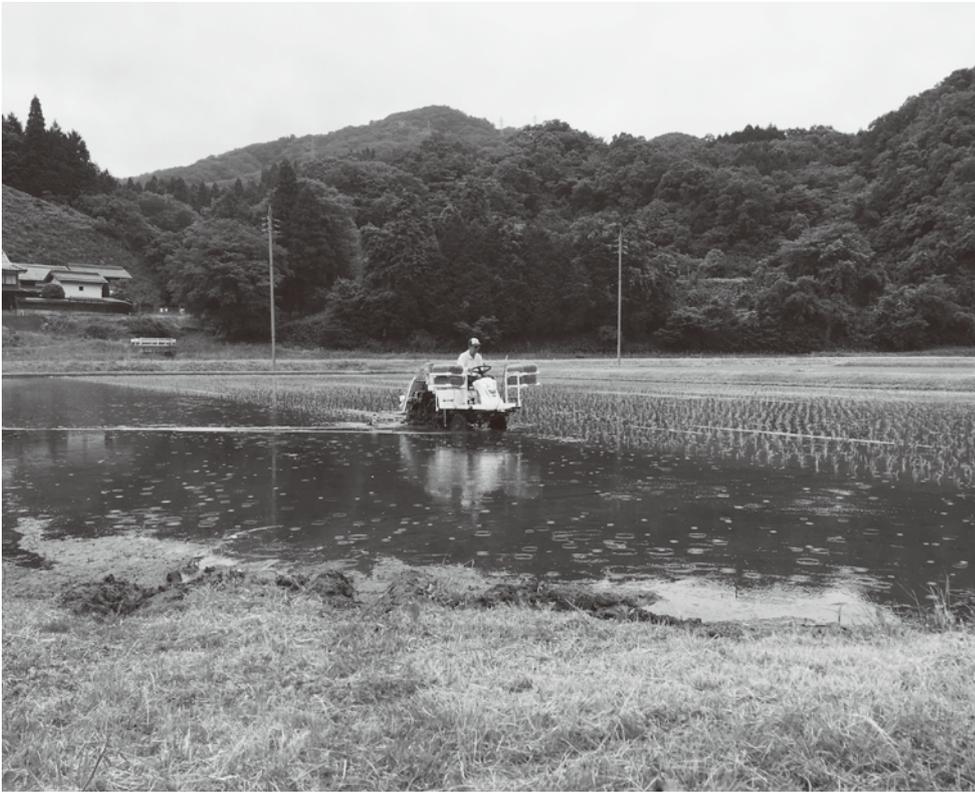




伯耆町 農業委員会だより

令和元年 7 月発行 No.14



星空舞の田植えの様子



生産者 一橋信介さん

鳥取県が開発したブランド米ということもあり、生産することを決めました。

近年の高温に強く、一等米になりやすいということなので、「星空舞」には大いに期待しています。

星取県の新しいお米「星空舞」

近年、夏季の高温により、コシヒカリやひとめぼれで白濁未熟粒が発生しており、一等米比率が低下しています。

そのような状況の中、鳥取県農業試験場が開発した新品種が「星空舞」です。

現在、全農とっとりなどJAグループが中心となってオール鳥取による販路開拓・ブランド化を進めています。

令和元年産米から本格的な生産を開始し、概ね5年後には鳥取西部管内で1,000haの栽培目標としています。

「星空舞」の特徴

- ・田植え適期は、5月10日～6月5日位
- ・刈り取り適期は、出穂後40～50日
- ・葉や穂軸の緑色が淡くなりやすく、日数をかけて成熟する傾向
- ・夏場の高温に強く一等米になりやすい
- ・背丈がコシヒカリより10～15cm短く倒伏しにくい
- ・いもち病にかかりにくい
- ・粘りが強いながらも、粒感のある食感
- ・販売価格は、コシヒカリと同程度の価格を予定



農業者年金

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）
- 年間60日以上農業に従事
- 60歳未満



農業者年金のポイント

- 保険料の額（月額2万円～6万7千円）は自由に決められる。
- 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある。
- 税制面の優遇措置がある。
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある。

農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額（年額）の試算～

《保険料月額2万円の場合》

（農業者年金基金パンフレットより引用）

加入年齢	納付期間		保険料補助なしの場合		保険料補助ありの場合			
			保険料本人負担分総額	年金支給額（年間）	保険料本人負担分総額	年金支給額（年間）	本人負担分年金支給額	国保補助分年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	77万円	744万円	78万円	55万円	23万円
		女性		65万円		65万円	47万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	51万円	588万円	52万円	40万円	12万円
		女性		43万円		44万円	34万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	40万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		34万円		34万円	29万円	5万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利用回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ平成30年度は、0.35%です。

農地パトロール

農業委員会では、管内の農地の状況把握と農地法に基づく利用状況調査のため農地パトロールを実施しています。

遊休農地は年々増加していますが、そのような農地はイノシシの隠れ場所になるなど、他の農地にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

今年度も8月頃に農地パトロールを計画していますので、遊休農地を少しでも解消するためにも、ご協力をお願いします。



農地パトロールの様子



コーナー「頑張る農家さん」

「生きものが土を 土が野菜をおいしく育てる畑を目指して」

新規就農者 藤原 直樹さん 46歳(上野)

今、強く思っているのは「食卓を彩り、楽しい食事の時間を作る、きれいで美味しい旬の野菜をたくさんの人にお届けしたい」ということです。

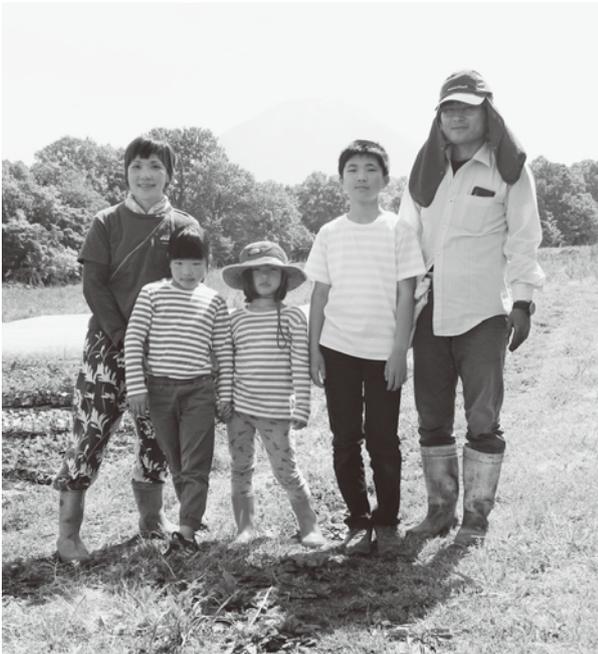
以前は、地元の米子を離れ、愛媛県の機械メーカーに勤めていましたが、農業を次世代につなぐ担い手になりたいと思い、会社を辞めて高知県で有機農業を学びました。

そして、ご縁あって、平成27年9月に、地元に近い溝口で就農することができました。

「生きものが土を 土が野菜をおいしく育てる畑を目指して」をスローガンにして、地域の方々や行政、農協などの関係機関にご支援をいただきながら、日々、農作業に励んでいます。



- 経営状況 畑 50a
人員 本人、妻、助っ人の父
年間40種類以上の野菜を少量多品目栽培（有機農業）
- 家族 妻と3人の子供



藤原さんのご家族



お子さんも農作業のお手伝い

(取材者：井上委員)

農地転用制度

農地転用をする場合は、許可が必要です！

●農地転用とは？

農地に住宅等の建物、資材置場、駐車場など農地以外の用地に転換することを農地転用といいます。また、一時的に資材置き場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります。

●農地転用の種類

- ① 第4条転用 農地の権利異動を伴わない転用（農地の所有者が自ら転用）
- ② 第5条転用 農地の権利移動を伴う転用（売買、賃借などを伴う場合）

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
4条	農地を転用する場合	転用を行う者（農地所有者等）	鳥取県知事
5条	農地、牧草放牧地を転用するため売買等を行う場合	売主又は貸主（農地所有者）と買主又は借主（転用事業者）	

●違反転用

許可を受けないで農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令や罰則の適用もあります。

また、農業委員会は、鳥取県知事に、違反転用に対する命令などを講ずるよう要請することができます。

～ 罰則の規定～

事項	内容
違反転用	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 (法人の場合は1億円以下の罰金)
違反転用における原状回復命令違反	

職員紹介

4月に総務課から農業委員会事務局に異動になりました安藤竜一です。異動してまだ数か月ですが、農業委員会の仕事には、住民の方の生活に直接影響があるものが多く、責任感と同時にやりがいを感じているところです。まだまだ未熟者で至らぬところがあるとは思いますが、農業委員会の仕事を通して、成長していけたらと思っています。住民のみなさんに早く顔と名前を覚えてもらえるよう頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。



編集後記

伯耆町の町の花は「菜の花」と御存知でしょうが、地域の資源を活かし、水田の地力維持、増進及び観光資源の確保を図る菜の花、レンゲ、ヒマワリの景観形成作物栽培推進を農業委員会も応援しております。

(委員 井澤 百紀)

身近な情報や紙面へのご意見ご感想などがありましたら事務局までお寄せください。

- 広報委員 委員長 亀山 英登
委員 車 睦宏、加川 賢明、内藤 賢一郎、井上 祥一郎
池口 眞介、井澤 百紀、宅野 哲司

連絡先
溝口分庁舎
農業委員会事務局
電話 62-0715